

【概要】 詳細は、募集要項及び業務仕様書を御覧ください。

施設名	小樽市鯉御殿
施設所在地	小樽市祝津3丁目228番地
設置条例	小樽市鯉御殿条例
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
指定管理者が行う業務の範囲	(1) 入館券の発行その他鯉御殿の利用に関する業務 (2) 鯉御殿の建物、附属設備、展示資料その他小樽市が所有し、又は占有する物の維持管理に関する業務 (3) その他鯉御殿の設置の目的を達成するために必要な業務 詳細は募集要項及び業務仕様書を御覧ください。
公募のスケジュール	公募の告示 7月31日(木) 募集要項の配布 7月31日(木)～ 公募説明会 8月13日(水) 質問事項の受付 8月 1日(金)～8月18日(月) 質問事項の回答 8月25日(月) 申請書の受付 9月 1日(月)～9月16日(火) 候補者の選定 10月
応募条件	(1) 小樽市内に事務所を設けている法人等であること。 (2) 防火管理者を配置できること。 (3) 入館者に対し、施設の案内及びにしん漁にまつわる歴史文化等の説明ができること。 詳細は募集要項を御覧ください。